

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画（案）

滋賀県原子力防災室

第 1 章 総則

1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第 2 章－第 7 節－第 1－2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

2 基本方針

- (1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「滋賀県版UPZ」という。）の住民が、O I L 1 に基づく避難、または O I L 2 に基づく一時移転を実施することを想定する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないよう、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。

第 2 章 広域避難体制

1 広域避難計画の対象地域および人口

(1) 対象地域

滋賀県版UPZとする。

滋賀県版UPZを包含する市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

(2) 対象人口

長浜市：27,640人、高島市：30,074人

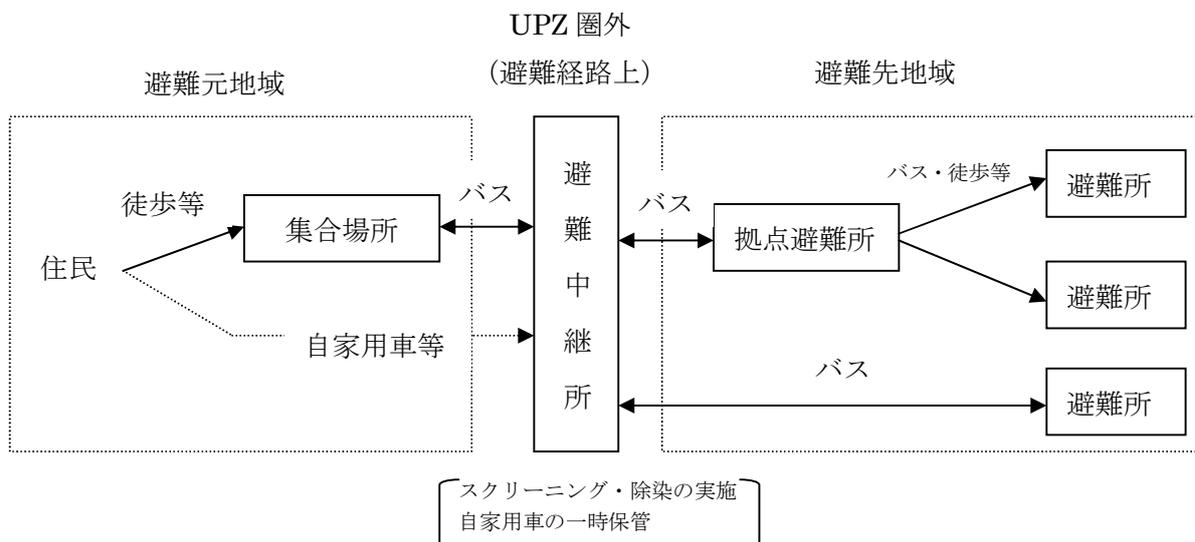
※住民基本台帳人口（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(3) 避難の最小単位

広域避難における避難の最小単位は、自治会区とする。

ただし、県および関係周辺市は、必要に応じ協議を行い、この単位を変更することができるものとする。

2 広域避難の基本的な流れ



※ 避難用バスは、集合場所～スクリーニングポイント、スクリーニングポイント～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

(1) 避難元地域から避難中継所への移動

① 避難を要する地区の住民は、関係周辺市の避難計画に基づき、あらかじめ定められた集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により集合場所に移動することが不
 適当又は困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保
 管場所に車両を一時保管する。

(2) 避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行っ
 た上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に避難用バスで移
 動する。

(3) 拠点避難所～避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、
 各避難所に移送する。

3 避難先

(1) 緊急時における避難先の決定方針

- ① 県は、関係周辺市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入れ施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。
- ② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果、SPEED Iによる放射性物質拡散予測結果等について、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
- ③ 県が避難先を検討するに当たっては、関係周辺市と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

(2) 県内他の市町への避難

- ① 県は、関係周辺市から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- ② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議のうえ、関係周辺市に対して避難所となる施設を示す。
- ③ 関係周辺市は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。
なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。
- ④ 関係周辺市は、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、広域避難計画を定めるものとする。

(3) 他府県への避難

【関西方面】

- ① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合を中心に検討している「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。
- ② 大阪府における受入れ先市町村は以下のとおりとする。

| 市名 | 人口 | 避難先市町村名 |
|-----|-------|--|
| 長浜市 | 2万8千人 | 大阪市（一部） （中河内地域） 八尾市、柏原市、東大阪市 （南河内地域） 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千 早赤阪村 （泉北地域） 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 （泉南地域） 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南 市、熊取町、田尻町、岬町 |
| 高島市 | 3万人 | 大阪市（一部） （豊能地域） 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 （三島地域） 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 （北河内地域） 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市 |

※避難先市町村の詳細は、【別添（調整中）】のとおり。

- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により事前に定めた受入れ可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取したうえで、受入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入れ先の調整を要請する。

【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

第3章 避難手段および避難経路

1 避難手段

(1) 原則

- ① 県および関係周辺市は、避難による渋滞を抑制するため、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用にあたっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。
- ③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。

(2) 自家用車利用の抑制

- ① 県および関係周辺市は、原子力災害においては、バスによる避難が原則であること、やむを得ず自家用車を使用する場合は、できるかぎり乗り合わせることを住民に対して周知する等、自家用車利用の抑制を図る。
- ② 関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることを住民に周知するとともに、緊急時にはそのように避難住民を誘導する。

(3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

(4) 避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、県および関係周辺市が確保する。
- ② 県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章 1 - (1) - ④に基づき、避難用バスの確保を要請する。
- ③ 県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。
- ④ 県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、国に要請する。

2 避難経路

(1) 原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 県は、関係周辺市が避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計（E T E）の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議するほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

(2) 県内他の市町への避難経路

- ① 関係周辺市から県内他の市町への主な避難経路は、【別添】のとおりとする。
- ② 関係周辺市は、【別添】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

(3) 他府県への主な避難経路

- ① 関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→第2京阪道路
→近畿自動車道→阪和道（西名阪自動車道）

※北陸自動車道木之本 I C および長浜 I C の利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道 8 号等により避難中継所に向かうものとする。

【高島市】

国道 161 号→国道 161 号バイパス→名神高速道路

- ② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入れ先となる県・市の意見を聴取したうえで、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者と協議の上、決定する。

県は決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

(4) 災害時における避難経路の再調整

県および関係周辺市は、避難指示または避難準備情報の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議のうえ、実際の避難経路を決定する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

3 交通対策

県警察は、関係周辺市等が避難等の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、避難用バス等関係車両以外の車両の通行を禁止または制限するなど、必要な交通対策を講じる。

第 4 章 スクリーニングおよび除染の実施体制

1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制及び汚染拡大防止を目的として、滋賀県版 U P Z 圏外の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニング及び除染を実施する。

2 避難中継所の設置場所

- (1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、次の場所に避難中継所を設置する。

【長浜市内】①北陸自動車道長浜インターチェンジ

②県立長浜ドーム

【高島市内】①道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館

②新旭体育館・武道館

(2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。

(3) 県は、避難中継所を増設する場合または予定していた避難中継所が使用できない場合を想定して、予備の設置場所をあらかじめ決定しておくものとする。

(4) 県は、予備の設置場所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。

- 面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、自家用車の一時保管場所となることから避難中継所及びその近隣で多数の自家用車を駐車できる場所を確保できること）
- 設備（スクリーニング及び除染の実施場所と多数の待機者を収容できる屋内空間とトイレを確保できること）

3 実施体制の整備

(1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。

(2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

最初のスクリーニングの結果、除染が必要とされた避難者に対しては、適切な除染処置の実施とその後の本人の健康管理に資する資料として記録票（様式は検討中。）を作成し、避難元府県の責任で適切に保管する。

第5章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

2 備蓄場所

UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設

- ①湖北健康福祉事務所（長浜保健所）
- ②高島健康福祉事務所（高島保健所）
- ③UPZ内の県立高校

(2) 関係周辺市の施設

- ①市役所
- ②市が指定する避難集合場所（一時集結所）
- ③UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等

※避難集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

(3) 医療機関

- ①初期被ばく医療機関（長浜市・高島市内に限る。）
 - 市立長浜病院
 - 長浜市立湖北病院
 - 高島市民病院
- ②二次被ばく医療機関
 - 長浜赤十字病院

3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設における備蓄分

- ①湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ②高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）
- ③避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）

④UPZ内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

（2）関係周辺市の施設における備蓄分

①市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）

②避難集合場所（避難時の住民への配布）

③UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

（3）医療機関における備蓄分

①初期被ばく医療機関（入院患者、被ばく患者への配布）

市立長浜病院

長浜市立湖北病院

高島市民病院

②二次被ばく医療機関（入院患者、被ばく患者への配布）

長浜赤十字病院

4 緊急時における配布および服用の手順

（1）県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。

（2）県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、PAZにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

第6章 避難所の設置運営

1 避難所の設置運営

（1）避難所の開設は、避難の受入れ要請を踏まえて、避難先市町村が行う。

（2）避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、できるだけ早期に、避難元の市や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。

（3）避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。

2 拠点避難所の設置

(1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。

なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、できる限り拠点避難所を設置するよう要請する。

(2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

3 避難所運営に必要な物資の確保

広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および関係周辺市が迅速に確保する。

その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第7章 避難長期化への対応

1 二次避難への移行の進め方

(1) 県および関係周辺市は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先の確保に向けた検討を開始する。

(2) 県および関係周辺市は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。

(3) 県および関係周辺市は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。
特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期解消に努める。

2 二次避難先の確保

(1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および関係周辺市は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。

(2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確

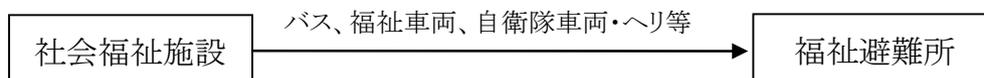
保が困難なとき、県および関係周辺市は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

第8章 災害時要援護者の広域避難

1 基本的な考え方

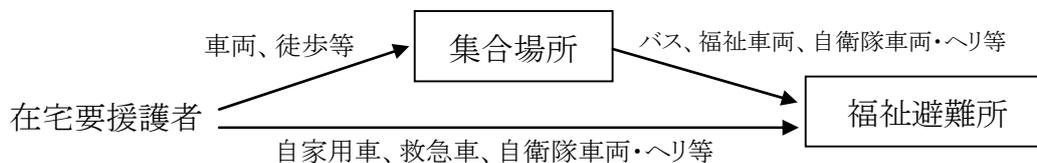
- (1) 避難、とりわけ府県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に災害時要援護者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、災害時要援護者の健康リスクが高まることのないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。
- (2) 県は、地域防災計画第2章第7節第3「災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。
- (3) 関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」における災害時要援護者の区分毎の広域避難の基本パターンは次のとおりであり、要援護者の区分に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、避難先・避難手段の確保など十分な準備を行う必要がある。

a) 社会福祉施設入所者・通所者



※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

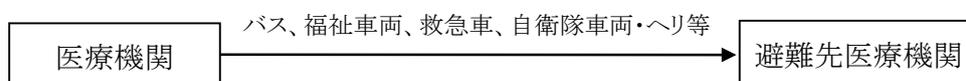
b) 在宅要援護者



※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。

※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c) 医療機関等入院患者



第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用による国による費用負担のあり方の具体化を求める。

第10章 滋賀県版UPZ以遠の地域への適用

滋賀県版UPZ以遠の地域において広域避難が必要となった場合、この計画に準じて必要な対策を講じることとする。

この場合、県は当該地域を包含する市町と連携するとともに、必要に応じて国、関西広域連合、その他関係機関に協力を求める。

第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

県域を超える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合を中心に検討している「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

第12章 広域避難計画の見直し

県は、国の原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状

況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。